

別海町議会会議録

第1号（平成24年12月18日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第78号 | 平成24年度別海町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 7 | 議案第79号 | 平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第80号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第 9 | 議案第81号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第11 | 報告第 5号 | 専決処分の報告について |
| 日程第12 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について |
| 日程第13 | 報告第 7号 | 専決処分の報告について |
| 日程第14 | 報告第 8号 | 専決処分の報告について |
| 日程第15 | 報告第 9号 | 専決処分の報告について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第78号 | 平成24年度別海町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 7 | 議案第79号 | 平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第80号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第 9 | 議案第81号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第11 | 報告第 5号 | 専決処分の報告について |
| 日程第12 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について |

日程第13 報告第7号 専決処分の報告について
 日程第14 報告第8号 専決処分の報告について
 日程第15 報告第9号 専決処分の報告について

○出席議員（16名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄
3番	森本一夫	4番	今西和雄
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣
7番	小林敏之	8番	安部政博
9番	瀧川榮子	10番	山田信義
12番	松原政勝	13番	戸田博義
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士
16番	佐藤初雄	議長	18番
			渡邊政吉

○欠席議員（2名）

11番	丹羽勝夫	副議長	17番	安田輝男
-----	------	-----	-----	------

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	山口長伸	代表監査委員	鈴木英世
監査委員	下川原洋	教育委員長	大塚保男
選管委員長	高崎好藏	農業委員会会長	松田寅義
総務部長	竹中仁	福祉部長	佐藤次春
産業振興部長	有田博喜	教育部長	大島登
監査委員事務局長	上月昭彦	農委事務局長	森本哲男
病院事務長	真籠毅	会計管理者	半田雅代
総務部次長	宮部正好	福祉部次長	佐藤英敏
福祉部次長	田保圭乙	産業振興部次長	竹内伸康
建設水道部次長	永野寛昭	教育部次長	藤原繁光
総務課長	宮部正好	総合政策課長	浦山吉人
財政課長	河嶋田鶴枝	総務課参事	佐藤則夫
税務課長	宮越正人	町民課長	半田三喜男
福祉課長	佐藤英敏	福祉課参事	清水純夫
特養建設準備室長	田保圭乙	保健課長	佐々木勉
特養施設長	村井勉	デイサービスセンター施設長	中澤庄一
老健事務長	岡田一芳	農政課長	山崎茂
環境特別推進室長	登藤和哉	水産みどり課長	小湊昌博
商工観光課長	大槻祐二	管理課長	小西健夫
事業課長	千葉悦男	上下水道課長	永野寛昭
学務課長	藤原繁光	学務課参事	中谷隆弘
生涯学習課長	下地哲	病院事務課長	佐藤一彦

○議会事務局出席職員

事務局 長 土 井 一 典 主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

1 4 番 戸 田 憲 悦

1 5 番 中 村 忠 士

1 番 木 嶋 悦 寛

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本日の交通事情等を考慮し、開議時間を30分繰り下げさせていただきました。どうぞスムーズな議会運営にご協力をお願いいたします。

なお、今会期中は広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので申し上げておきます。

ただいまから、平成24年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお欠席議員は、11番丹羽議員、17番安田議員、遅参議員は16番佐藤議員、以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

14番戸田憲悦議員、15番中村議員、1番木嶋議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員会委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（戸田博義君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

12月5日及び12日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で10件であります。提出されました議案は、平成24年度補正予算2件、条例の一部改正が1件、工事請負契約の締結が1件、専決処分の承認が1件、専決処分の報告が5件であります。

これら提出案件の全てについて、委員会の付託は省略すべきものと決定いたしました。

なお、報告第5号から第9号までの専決処分の報告についての5件については、報告のみであります。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、瀧川議員、中村議員、木嶋議員の3名で、全員、一問一答方式であります。質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うことといたしました。

なお、質問する議員各位並びに答弁される理事者等におかれましては、町民にわかりやすい質問と答弁となるよう心がけていただき、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営について配意願います。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出されている陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されておりますのは、委員会提出案件1件、議員提出案件5件の合わせて6件であります。

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書を戸田憲悦議員から、消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書を瀧川議員から、高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書を山田議員から、中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書を松壽議員から、配合飼料価格の高騰対策に関する意見書を杵澤議員から、わが国の領土・主権の護持等に関する意見書を総務文教常任委員会委員長から、いずれも最終日に提案されることになっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、12月18日から21日までの4日間とし、1日目は、町長提出議案の内容説明・質疑を行ないます。

なお、先議の申し出がありました、承認第1号専決処分した事件の承認についてについては、討論・採決までを行います。

2日目は、一般質問を行います。

3日目は、休会とし、各常任委員会を開催します。

最終日の4日目は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、委員会提出案件等の内容説明・質疑、討論・採決、議員辞職の件の許可などを行う日程とすべきものと決定しました。

また、本年、第3回定例会において、平成23年度各会計決算審査特別委員会に付託いたしました、平成23年度各会計決算の認定第1号から第8号については、最終日に委員会報告を受け、一括質疑の後、討論・採決をすることといたしました。

なお、本定例会におきましても、休会日を1日設けています。

各常任委員会での議案審査や所管事務調査での討議の時間を十分に確保できるよう意図したものです。委員会の運営等につきましては、委員長初め議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

また、反問権については、議員の質問に対して論点・争点を明確にするためのものであり、質問・回答事項が十分精査された中で、効率的な質の高い議論の展開が期待されているものであります。このことにつきましても、町長初め執行機関及び議員各位には、その趣旨を十分ご理解いただき、闊達な議論を展開されますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議いたしました、内容についての報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの4日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月21日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から、行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成24年度第4回の町議会定例会を招集させていただきました。

本定例会は、衆議院議員選挙終盤と日程が重複しないよう、例年より1週間ほど招集を遅らせていただきましたが、議員の皆様におかれましては、師走ということもあり、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、一昨日に投・開票が行なわれた第46回衆議院議員総選挙では、自民党が圧勝し、政権再交代という結果となりました。

景気回復の見通しが立たない中、今回の選挙結果から、新年度に向けた国の予算編成作業は大幅に遅れることが予想され、つなぎとして、大型補正予算を編成するとも言われていることから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

国の作業の遅れは、地方に直接的な影響を及ぼすこととなりますが、町といたしましては、第6次総合計画を着実に進めていくため、各方面からの情報収集に努め、今後の予算編成作業に当たってまいります。

それでは開会に当たりまして、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げます。まず、初めに産業の動向についてでございます。

本年の酪農畜産でございますが、町内の生乳生産は、1月から10月末で対前年比103.1%の40万8,000トン、生産額では前年対比105.2%の345億6,000万円と前年実績を上回っております。

乳量が前年を上回っている要因は、残暑の影響を受け9月の伸び率が低かったものの、乳牛の導入対策助成、雌雄判別精液利用助成などの増産計画に由来するものが主なものです。この計画は、今年から3カ年続くことから、対策について中期的な視野に立つ農協もあり、さらなる乳量の増産に期待するものであります。

また、乳代については、4月にさかのぼって平均プール乳価が2円31銭引き上げられ、乳量も対前年比を3.1%上回ったことにより、前年実績を5.2%上回っております。

本年度の牧草収量調査については、降雨の影響により収穫が一番草で4日、2番草で9日程度遅れ、収量において10アール当り1番草で2,259キログラム、2番草では1,466キログラム、合計3,725キログラムと平年比96%程度の収量でした。

飼料用トウモロコシの収量については、10アール当たり露地栽培が5,498キログラムで、平年比115%程度の収量となりました。

このほか、町内農協における11月末での組勘収支状況ですが、預りが225件、9億5,100万円、貸越しが537件、33億1,400万円となっており、貸越額が23億6,3

00万円上回る、非常に厳しい状況になっております。

精算方法については、貯金・現金で13億3,000万円、個体販売で3億7,000万円、各種資金等借り入れで8億1,000万円超の予定となっております。

次に水産業についてでございます。

昨年、復調の兆しを見せた秋サケ定置網漁は、9月1日に操業を開始し、低調だった昨年を下回る出だしとなり、その後は好転しないまま終漁となりました。

最終的に数量では、前年対比で別海漁協が31%減、野付漁協が26%減、町全体では27%減の4,898トンで、金額では、魚体が全体的に小型化だったこともあり、前年対比31%減の22億700万円と大きく前年を下回りました。これは、一昨年の平成22年度以来、過去10年で下から2番目、3年連続の不漁となったところであります。

このような状況下、長引く漁獲不振による漁家経営の弱体化を懸念し、秋サケ不漁に対する特別支援について、別海漁協より強い要望があったところでもあります。

町といたしましては、漁家にとって本年の不漁状況が大変厳しいものであることから、急遽漁業対策を実施すべく、本定例会に補正予算を計上したところでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

冬季のホタテ漁は、12月1日から始まりましたが、現段階では計画どおりに推移しております。歳末商戦も控えておりますので、今後の価格動向につきましても大いに期待をいたしているところであります。

その他鮮魚については、前年に引き続き、別海漁協ではニシンが、野付漁協ではカレイが好調で、数量・金額ともに前年を上回っている状況ですが、全体といたしましては、11月末現在、町全体で前年比17%減の69億4,600万円と低迷しており、漁家においては、依然厳しい状況が続いているところでございます。

次に、観光振興についてですが、本年11月末現在の本町の観光客入込み数は、震災の影響も薄れてきた事や、新・ご当地グルメグランプリ等のイベント開催もあり、対前年比14.1%増の31万4,600人となりました。

主なイベントの来場者数は、えびまつりに2万4,000人、別海町産業祭には2万1,000人、また、秋サケの不良が続く中ではありましたが、10月14日に開催された第52回西別川あきあじまつりには1万3,000人が訪れ、盛況のうちに終えることができました。

このように、各種イベントや食を通しての観光は、定着してきたものの、依然通過型傾向であり、滞在型観光に向けての取組が必要と考えているところでございます。

商工業については、景気の低迷が続き、町内の商工業も厳しい経営状況にあり、また、別海市街地においては、企業・店舗の閉店や農協の移転など、中心市街地形成にとっても今後深刻な事態が予想されております。

このような中、中小企業振興策の基本となる指針の策定や検討をすべく、平成25年1月から、別海町中小企業振興検討会議を立ち上げ、実効性と効果のある中小企業振興策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、中小企業振興検討会議と並行して策定に向けた取組みを進める、協働のまちづくり指針についてでございます。

平成23年4月に施行した自治基本条例の根幹とも言うべき情報共有や、町民参加と協働を具体的に進めるため、協働の仕組みづくりの基本方針となる協働のまちづくり指針の策定に向け、現在、担当課によって素案作りを進めております。

指針の具体的策定に当たっては、今月よりホームページや広報紙において委員を公募し、町民等による別海町協働基本指針検討委員会を設置し、年明けの1月から、素案をもとに委員の皆様による具体的検討をお願いすることとしております。

今後、これらの進捗状況については、様々な場面で報告させていただくことといたしますが、この取組みにより町民の意見や発想を取り入れながら、協働のまちづくりを進めていくための基本的な考え方や方向性を明らかにしていきたいと考えております。

続きまして、本定例会に提出いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

本定例会に提出させていただいた案件は、議案4件、承認1件と報告が5件の全10件でございます。

議案第78号と議案第79号は、平成24年度各会計補正予算です。

一般会計で1,640万円、介護サービス事業特別会計で410万円をそれぞれ増額するというものでございます。

議案第80号は、別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年8月、55歳以上の国家公務員について、同年代の民間企業社員との給与格差を是正するため、昇給を停止または圧縮するという勧告がなされたことを受け、本町でも勧告に準じ、勤務成績が極めて良好、若しくは特に良好な場合を除き昇給を行なわないと条例の規定を改めるものでございます。

また、病院に勤務する薬剤師の給与について、平成18年に薬学部が6年制課程となり、国家試験に合格する薬剤師の輩出が急激に減少いたしました。

このことから、民間に勤務する薬剤師との給与格差が生じている現状を踏まえ、管内の各病院の状況も勘案し、医療技術職確保の必要性から、給料表の一部を改正しようとするものであります。

議案第81号は、工事請負契約の締結についてでございます。

当該工事は、11月26日に入札を執行した西春別17号線改良舗装工事で、工事予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決を求めるものでございます。

承認第1号は、専決処分した事件の承認についてでございます。

本件は、12月16日に執行された第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係わる執行経費を予算補正する必要が生じたため、11月16日付で専決処分した一般会計補正予算第4号について、その承認を求めるものでございます。

報告第5号から報告第9号は専決処分の報告についてでございます。

いずれも、工事請負契約の一部変更に伴う専決処分をおこなったことから、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。

以上で提出議案の概要説明といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6　議案第78号から日程第10　承認第1号までの5件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第78号から日程第10 承認第1号までの5件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第78号

○議長（渡邊政吉君） 日程第6 議案第78号平成24年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第78号の内容について御説明いたします。

別冊の平成24年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度別海町一般会計補正予算（第5号）。

平成24年度別海町一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億6,510万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

次に2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

まず歳入で補正額の欄で申し上げます。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で403万7,000円の減。

9 款地方特例交付金、1項で1,121万1,000円の減。

12 款分担金及び負担金、1項と2項で、1,636万7,000円の減。

13 款使用料及び手数料、1項で3万8,000円の減。

14 款国庫支出金、1項から3項で6,115万1,000円の増。

15 款道支出金、1項から3項で1,853万4,000円の減。

16 款財産収入、1項と2項で114万6,000円の増。

17 款寄附金、1項で40万円の増。

20 款諸収入、5項で279万円の増。

3ページ、21 款町債、1項で110万円の増。

歳入合計で1,640万円を追加し、歳入予算の総額を151億6,510万円とするものです。

4ページをお開きください。歳出です。

2 款総務費、1項、3項、4項で4,629万9,000円の増。

3 款民生費、1項と2項で651万8,000円の増。

4 款衛生費、1項と2項で693万5,000円の増。

6 款農林水産業費、1項から4項で1,481万5,000円の増。

7 款商工費、1項で631万4,000円の増。

8 款土木費、2 項で5,460万4,000円の減。

9 款消防費、1 項で232万7,000円の減。

10 款教育費、1 項から6 項で755万円の減。

5 ページ、歳出合計で1,640万円を追加し、歳出予算の総額を151億6,510万円とするものです。

続いて、6 ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正です。

追加は2件で、1 件目、大家畜特別支援資金利子補給補助金は、借り換え資金に対して道と町が一定の割合で利子補給を行うもので、期間は平成25年度から平成49年度までの25年間、限度額は2,658万3,000円です。

2 件目、矢白別演習場周辺農業用施設ミルクローリー車庫設置助成事業補助金は、平成24年度、25年度2カ年で道東あさひ農業協同組合が行う車庫建設に対して補助を行うもので、期間は平成25年度の1年間、限度額は3,858万7,000円です。

次に、第3表、地方債補正です。

今回は変更4件で、順次、補正前の限度額からの変更額、補正後の限度額を申し上げます。

北光進地区基盤整備促進事業は510万円を増額し、2,780万円に、漁港改修事業は280万円を増額し、540万円に、特定間伐等促進対策事業は40万円を増額し、1,270万円に、西春別17号線改良舗装事業は720万円を減額し、3,070万円にそれぞれ補正後の限度額を変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

合計では、補正前限度額18億2,807万6,000円に110万円を増額し、13億2,917万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算の補正事項別明細書で、1の総括については省略し、2の歳入から御説明いたします。

9 ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明いたします。

款8 国有提供施設等所在市町村助成交付金、項1 目1 国有提供施設等所在市町村助成交付金403万7,000円の減。

款9 地方特例交付金、項1 目1 地方特例交付金1,121万1,000円の減は、いずれも交付額の確定によるものです。

10 ページをお開きください。

款12 分担金及び負担金、1 項1 目1 農林水産業費分担金11万7,000円の減は、尾岱沼漁港整備事業に係る分担金の減です。

項2 目3 農林水産業費負担金1,625万円の減は、事業確定見込みによる道営草地整備事業担い手中核型負担金の減です。

款13 使用料及び手数料、項1 目6 教育使用料3万8,000円の減は、公民館の行政財産使用料の減です。

次に、11 ページで、款14 国庫支出金、項1 目1 総務費国庫負担金4,123万1,000円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金事業分の増です。

目2 民生費国庫負担金5,435万7,000円の増は、児童手当の制度改正に伴う組みかえ及び見込み額による増です。

項2目4 土木費国庫補助金3,448万9,000円の減は、防衛施設周辺道路整備事業補助金確定見込みによる減及び除雪車購入事業不採択による交付金の減です。

目5 教育費国庫補助金6万2,000円の増は、就園奨励費の補助金の増です。

項3目1 総務費国庫委託金1万円の減は、外国人登録事務委託金など、委託金の確定見込みによるものです。

12ページをお開きください。

款15 道支出金、項1目1 民生費負担金2,256万7,000円の減は、国庫負担金と同様に児童手当法改正に伴う組み替えと見込み額による減額です。

項2目4 農林水産業費補助金582万5,000円の増は、農山漁村活性化交付金の基盤整備促進事業補助金の増など、事業確定見込みによるものです。

項3目1 総務費委託金179万2,000円の減は、根室海区漁業調整委員の選挙経費の確定による委託金の減が主なものです。

次に13ページ、款16 財産収入、項1目2 利子及び配当金1万5,000円の増は、基金積立による預金利子収入です。

項2目1 不動産売払収入108万円の増は、間伐工事で発生する立木売払収入、目2 物品売払収入5万2,000円の増は、上春別及び中春別へき地保育園の本年度行われた工事に伴う、鉄くずなどの売払収入です。

款17 寄附金、項1目1 一般寄附金40万円の増です。

14ページをお開きください。

款20 諸収入、項5目5 雑入279万円の増は、社会保険料収入及びその他雑入で奨学資金の返還金が主なものです。

款21 町債、項1目3 農林水産業債830万円の増は、事業費の補正増に伴う基盤整備促進事業債などの増です。

目4 土木債720万円の減は、事業費の減に伴う防衛施設周辺道路整備事業債の減です。

以上で歳入を終わります。

15ページをお開きください。3、歳出です。

款2 総務費、項1目1 一般管理費48万9,000円の減は、執行見込み額の精査による減です。

16ページをお開きください。

目2 職員管理費28万2,000円の減は、臨時職員に係る職員管理経費の精査による減です。

目5 財産管理費5,217万8,000円の増は、今後予定しております中春別福祉館改築のため、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金への積み立て及び今回の補正で歳入歳出差引剰余金を財政調整基金積み立てするものが主なものです。

なお、財政調整基金は今回の補正により、平成23年度決算剰余金積み立てを含めた予算上の残高は24億2,975万5,000円となります。

17ページ下段、目6 企画費226万2,000円の減は、振興奨励まちづくり振興事業など、事業費の執行見込み額の精査による減が主なものです。

18ページをお開きください。

目7 広報費34万4,000円の増は、別海広報特別記事などのページ数増加に伴う委託料の増、目8 車両管理費12万9,000円の減は、自動車借上料確定による減、目14 電子計算管理費24万2,000円の増は、国民年金関係届出書電子化対応改修費の負担金の増で

す。

次に19ページ。

目16諸費60万円の減は、奨学資金貸付人数確定による減です。

項3目1戸籍住民基本台帳費81万2,000円の減は、機器等借上料確定による減です。

項4目2根室海区漁業調整委員会委員選挙費189万1,000円の減は、選挙経費執行見込み額の確定による減です。

続いて21ページをお開きください。

款3民生費、項1目2老人福祉費1,186万7,000円の増は、新特別養護老人ホーム・デイサービスセンター整備に係る、社会福祉法人に対する建設費補助及び建設準備室運営費補助並びに介護サービス事業特別会計の繰出金です。

目8後期高齢者医療費267万3,000円の増は、後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費負担金です。

項2目2児童措置費615万円の減は、児童手当交付見込み額精査による減です。

22ページをお開きください。

目4保育園費34万7,000円の減は、上西春別保育園の改修工事請負費確定による減及び臨時職員経費に係る各保育園運営経費の精査です。

目5へき地保育園費167万円の減、23ページ、目6児童館費14万5,000円の増は、臨時職員に係る経費の精査によるものです。

24ページをお開きください。

款4衛生費、項1目2予防費450万5,000円の増は、ポリオ予防に対し、国の規則の一部変更に伴い、ワクチンの種類、実施回数、金額が変更となり、増となるものです。

目3環境衛生費143万2,000円の増は、走古丹地区におけるエゾシカ駆除を行うものです。

項2目3じん芥処理場費99万8,000円の増は、じん芥処理場機器の修繕料です。

25ページです。

款6農林水産業費、項1目2農業総務費177万2,000円の増は、家畜ふん尿貯留施設整備事業補助金の増が主なものです。

目3農業振興費196万円の減は、26ページの中山間地域等直接支払交付金の確定が主なものです。

目4畜産業費30万3,000円の増は、大家畜特別支援資金利子補給補助金です。

目5育成牧場費17万4,000円の減は、町営育成牧場パドックなど補修等工事請負費の確定による減、目6農地費1,129万2,000円の増は、基盤整備促進事業北光進地区の道路改良工事請負費の増が主なものです。

項2広域農業対策費、27ページ、目1広域農業推進費1,625万円の減は、道営草地整備事業担い手中核型、各地区の負担金確定見込みによる減です。

項3目1林業総務費66万2,000円の減は、森林保護事業経費執行見込み額の精査による減、目2林業振興費59万9,000円の減は、環境保全緑化事業補助金の増が主なものです。

目4森林環境保全整備事業費207万9,000円の増は、補助金額の増額による森林環境保全整備事業の増です。

28ページをお開きください。

項4目2水産業振興費1,901万4,000円の増は、秋サケ不漁特別対策事業補助金が主

なものです。

次に29ページ。

款7商工費、項1目1商工業振興費10万円の増は、KONSEN魅力創造ネットワークへの負担金、目2観光費621万4,000円の増は、旧交流センター施設の主たる備品の負担金が主なものです。

30ページをお開きください。

款8土木費、項2目1道路橋りょう総務費17万円の減は、図面等作成委託料の確定による減、目2道路維持費3,222万4,000円の減は、事業不採択による除雪機購入事業費の減が主なものです。

目3道路新設改良費590万円の減は、臨時町道整備事業の工事請負等の額の確定によるものです。

31ページ、目4防衛施設周辺道路整備事業費1,631万円の減は、防衛施設周辺道路整備事業工事請負費の確定による減です。

32ページをお開きください。

款9消防費、項1目1消防費239万5,000円の減は、根室北部消防事務組合負担金の減です。

目2災害対策費6万8,000円の増は、尾岱沼地区避難階段の管理業務を委託するものです。

次に33ページ。

款10教育費、項1目2事務局費8,000円の増は社会保険料の増、目3教育指導費28万円の減は、外国青年招致事業など執行見込み額の精査による減です。

34ページをお開きください。

目4奨学金576万円の減は、奨学資金貸付人数の確定による減です。

項2目1学校管理費105万7,000円の減は、臨時職員経費の精査、各小学校の非構造部材の耐震点検調査委託料などは増となりますが、教員住宅補修改修など、事業費の確定で総体では減となるものです。

35ページ。

目2教育振興費35万5,000円の減は、援助費確定による減、目4学校建設費8万円の減は、小学校トイレ洋式化工事請負費の確定による減です。

項3目1学校管理費81万4,000円の増は、臨時職員経費の精査及び各中学校非構造部材耐震点検調査委託料の増です。

36ページをお開きください。

目2教育振興費252万6,000円の減は、中学校教育用コンピューター借上料など執行見込み額の精査による減、目4学校建設費51万1,000円の増は、今後改築を予定しております、上西春別中学校校舎の耐力評価を行うものです。

37ページ。

項4目1幼稚園管理費88万2,000円の増は、臨時職員経費の精査、園舎の修繕及び非構造部材耐震点検調査委託料の増。

目2教育振興費31万2,000円の増は、幼稚園就園奨励補助金の人数の増です。

目3幼稚園建設費16万4,000円の減は、幼稚園建物耐震調査委託料の確定による減です。

項5、続いて38ページをお開きください。

目1 社会教育総務費9万6,000円の減、目4 青少年教育費7万7,000円の減、39ページ、目5 中央公民館費14万5,000円の減は、いずれも執行見込み額の精査によるものです。

40ページをお開きください。

目7 西公民館費17万5,000円の増は、今後執行見込みによる光熱水費の増です。

項6目1 保健体育総務費104万1,000円の増は、冬季競技の団体派遣補助見込み額による増です。

目4 総合スポーツセンター費75万3,000円の減は、町民体育館整備事業など、工事請負費の確定による減です。

以上で、議案第78号の一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第78号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

1 番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 2点ほど質問させていただきます。

まず21ページ、歳出の21ページなのですが、社会福祉法人の建設準備室の運営補助金とありまして362万7,000円、これの内容ですね、いかなるものなのかということと、もう1点がですね、28ページですが、水産業振興費の中の秋サケの不漁特別対策補助金なのですが、全員協議会の中でも説明があったと思いますが、別海漁協のほうに補助を出すということで、野付のほうは組合のほうで何とかするからいいということだったんですが、本来であればやはり不漁の差異はあっても、公平に補助が出るべきものではないかと思っておりますので、そのあたりの経緯をお知らせいただければと思います。

以上2点です。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部次長。

○福祉部次長（田保圭乙君） お答えいたします。

社会福祉法人建設準備室運営費補助金362万7,000円の補正の内容につきましては、柏の実会で新施設の建設に従事する職員1名の人件費、約260万円それから、パソコン、机、いす、ロッカーなどの備品の購入費で154万円それから、ユニット型施設の視察、及び資金融資・協議等に係る旅費として約41万円、以上のものが主な補正の内容でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは木嶋議員の御質問にお答えいたします。

別海漁協に対しまして、秋サケ不漁で1,600万、今回の補正であげさせていただいてますけれども、まず秋サケの状況について冒頭、町長のほうからお話がありましたが、さらに説明させていただきます。

別海漁協につきましては、24年、23年に対して対前年比、数量で69%、金額で63%という形になっています。これは秋サケだけを見るとこういう状況ですが、全体で1月から11月末、全体で見ますと数量で85%、金額で72%という状況になっています。

これに対しまして、野付漁協のほうでございますけれども、秋サケで見ますと数量で74%、金額で70%という形ですが、全体を見てみますと数量で93%、金額で84%ということで、秋サケだけを見ますと確かに別海漁協のほう率が十分悪いと、ただ野付のほうについては、ほかの魚種の方でそれをカバーしているという形で、数量で93%、金額で84%とい

う状況をかながみまして、このたび野付の組合では秋サケ不漁については要請は出さないとい
いますか、そういったものは出さないという答えをいただいております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 29ページの交流センター管理経費の件ですが、ちょっと基本的な
ことについて、お伺いしますね。

まず、611万円の額が提示されているんですが、この内訳については先日の全員協議会で
明らかになっていますから、その点についてはいいのですが、この項目数がですね、ちょっと
いただいた資料の方を見るとですね、項目数が一体22なのか21なのかちょっとよくわか
らないので、その点をちょっと確認したい。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 中村議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、去る1
2月13日の全員協議会の資料2で御説明していると思うのですが、項目数については、一応
大ざっぱに分けますと22項目というところがございます。

以上です。

申し訳ありません、資料の方で20が抜けておりましたので、21項目になります。申し訳
ありません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 21項目ということですね。

それですね、引き続いてお聞きしたいのですが、9月時点で町から提示されていたのは2
3項目でした。ということは2項目抜けたわけですね。金庫と硬貨包装機といわれるものです
か、その2項目が抜けたわけですが、この理由についてをお伺いします。

それがまず1点目で、それから、二つ目の質問としては、リストを見ますと、例えば食器洗
浄機で73万円余り、という額の入替えが行われたということですが、契約書ではで
すね、10条に、使用物件の現状変更その他の行為をしようとする時は、乙ですから借り手側
ですね、借り手側が事前に書面をもって甲の、つまり町の承諾を得なければならない。

この場合、甲、町はですね、その諾否を乙に対し書面をもって通知するものとするという契
約書になっていますが、この手続は行われたのかどうかということをお伺いします。

3点目ですが、町が修理だとか入れ換えだとかを負担する備品リストは、町の資料に
よると119項目ということになっております。時計だとかサウナタイマーだとか掃除機だ
とか座椅子あるいはジャーだとかが入っていますけれども、これらについては、今後ずっと町
が、修理だとか入れ換えとかに関して負担をしていくのかということを確認します。

以上3点。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、金庫、硬貨包装につきましては以前、12月13日の全員協議会でも説明し
たのですが、専門家によりますと備品については甲乙協議して決めるべきだろうということ
を受けまして、二つの基準というものをつくっております。

以前からあった備品とするというのが1点でございます。つまり、第三セクターでありまし
たべつかい振興公社のころからあった備品とするというのが1点です。

二つ目としましては、交流センターがどのような状況になっても、誰が運営しても継続的に運営するために必要な備品ということを基準として甲乙協議したということでございます。

その1点目にありますように、第三セクターの頃からあった、べつかい振興公社の頃からあった備品では金庫と硬貨包装機につきましてはないものですから、今回の主たる備品から外したということでございます。

次に2点目の、契約書では報告するというふうになってございます。確かにそのとおりになってございます。備品等の修理、更新につきましては、実は報告書という形では受けているのですが、それらのそれ以上のことは、していないというのが現状でございます。

あと3点目になります、主要備品の取り扱いですが、中村議員おっしゃるとおり、今後、町が管理をしていくということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、中村議員。

○15番（中村忠士君） 1点目の質問に対するお答えなのですが、協議をして外したということですが、備品台帳に該当するものがないというふうに、以前は説明を受けていました。今のお答えとその点は符合するのかなというふうに思うのですけれども、ただよくわかりません。リストに出たり入ったりする経緯がですね。

9月の時点で、議会に対して説明をするために資料を提出して、そのリストに入っていたものが抜けると、その備品台帳の扱いそのものが、どういうふうになったのかということが大変よくわからなくなってしまいます。その点で、再度お聞きをしたいと思います。

それからですね、2点目の質問に対するお答えなのですが、もうちょっと明確にお答えいただきたいと思うのですが、この食器洗浄機というものがあって、これ入れ換えをしなければいけないということだったわけですね、それで入れ換えをしたわけですが、入れ換えが必要だったかどうかということについては、確認をする必要があったと思うのですね。その入れ換えが妥当であったかどうかということを確認する必要があったと思うのですけれども、その確認はされていたのかどうかというのが1番大事な問題だと思うのですが、その点が行われていたかどうかということ再度明確にお答えください。

それから、3点目ですが、これ119項目をこれからずっと町が面倒見ていくということになりますね、座椅子のはてから、そのサウナのタイマーに至るまでね。その妥当性は、町民目線から見て、大変、大きな問題が生じるのじゃないかなというふうに、私は思うのですね。そこら辺の基準についてはですね、以前からあった備品だとか、誰が運営しても必要なものだからという基準をさっきおっしゃられたけれども、その精査というものは本当に町民が理解できるような、あるいは納得できるような精査が行われたのかどうかということが非常に大きな問題だと思いますのでね、その点について町の考え方をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の台帳の扱いがわからないという御質問だったかと思うのですが、第三セクターから普通財産におとして、第三セクターからの備品台帳というものがございます。その中には、金庫が1台となっております。したがって、今回金庫を新たにもう1台、郊楽苑さんのほうで購入したので、2台となっております。

先ほど言った基準から照らし合わせると、1台はもともとあったものだし、今後も誰が運営しても必要だろうと、もう1台については、郊楽苑さんの運営上必要であろうということで買ったのだということで、今回から外したということでございます。

包装機につきましても、以前はなかったものですから、全体的に今後だれが運営しても必要か必要でないかというのは、判断がそれぞれ違うところであるというふうな判断から、今回は町が負担しないということにしたものでございます。

2点目の備品の報告、承認、確認をしたのかという御質問だと思いますが、報告書を受けておりますが、中村議員指摘のとおり、その確認をしたかと言われますと、していないというのが現状でございます。

三つ目の町民に目線での備品の119項目の精査を誰がどのようにして行ったのかということでございますが、先ほどの基準に照らして、あのような公衆浴場、レストラン、宿泊施設を運営している建物を保全していくに当たって、例えば、急に経営者が変わった時でも、あの状況をすぐに再開できるというのには、このぐらいの備品が必要でないかという判断の基に、主たる備品として位置付けさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） それでは、町長から補足説明がございました。

町長。

○町長（水沼 猛君） ちょっと補足をさせていただきます。

今、課長の方から現在の対応については、そのとおりでございます。また、今後については当然、今の現在の契約期間中ですね、26年の3月までですか、その契約期間中についてはですね、今後そういう交換等ができたときには、十分双方協議をして、そしてやっていくということになります。そして必要なものであれば、そして今の基準に合うものであれば、それについての取り換えをしていくとそういうことで今後対応しています。

それからその契約が終了以降であります、そのことについては、色々な条件等も御指摘のように色々に変更等契約含めて変更があるわけですから、このことについては、公募をまたいろんなこれからの郊楽苑がどのような形で運営していくのが、町民にとって、また利用する方にとって一番いいのかを含めてですね、今後それらについても新たな契約についてはですね、そういうことを検討をしながら今後の再契約、今後の26年の契約期限以降については、そういうことで検討をしていく、そういうことでございます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

はい、14番戸田憲悦議員。

○14番（戸田憲悦君） それでは、ちょっとお尋ねしたいことが何件かございます。

21ページの郊楽苑の関係についてでございますけれども、提出された資料の2でございますけれども、まずですねいつから21になったのですか。

入れ換え、修繕、修理・修繕ですか修理ですね、それと購入、これらの21点の備品のなんといいますか、対応がなされたということで610万円、前回、出された数字から60万ほど減額されておりますけれども。

まずですね1番の例をとりますと、食器洗浄機入れ換え購入これありますけれども、たくさんありますけど、これは誰の承諾を得て入れ換え購入をしたのか、これ協議がなされたのかということですね、当初からこれは私、疑問点に思ったので、この件については、精査する必要があるかということで当初、外していただいたと、これ当然の処置をされたということですが、再度これまた計上されてきましたね。

この件については、るる協議をされたんだと思いますけれども、まずですね、基本契約の第10条の2項、3項に10条が基本でございますけれども、それから、3項にかかわる件にこれは抵触する可能性が、十分にあるだろうと、私は解釈したわけですね。

協議がなされて入れ換え・修繕をされたという経緯が見られない、その結果いろいろな物件について、どんどんどんどん修繕、入れ換えされているのですね。

これ提出された9月の時点で提出されたものについてはですね、総体で、もう既に補正をなされたわけでございますけれども、3,000万円以上のものが計上され、さらに法定点検分が880万、さらにまた、源泉ポンプ等々620万円ということで、かなりの数字が計上されたわけですが、契約し、営業をなされた3年間にですね、これだけのお仕事をされたということは、大変、感心する出来事でないかなと思うわけでありませぬ。

過去に、前回の時点でもって補正を決定したわけですから、その件についてまた再議云々ということにはございませぬけれども、ということにはなりませんけれどもですね、今回また、この提出された入れ換え、修繕・修理、設置云々という表現の中ですね、以前から備品として、計上されていたものであれば、過去に郊楽苑時代からですね、かなり老朽化はしていたんだらうと。私はその善意に解釈したわけでございますけれども、これらというのは、きちんと備品、購入年度いわゆる老朽化の度合い等々については、きちんと把握されていたのかということですね。

突然壊れた、突然、都合が悪いから入れ換えた、これ一点一点何の理由もなく配置されたというようなことになるわけだけでも、通常やはり町の普通財産といえども、運用に当たってはですね、契約上は、善意の管理をするということをおっしゃっておりますけれども、その辺のところはどのような確認をなされてきたのかということに疑問を感じますね。

それで、需要的にこのようになされたということなわけですね。ですから、しっかり確認をなされていないままに、営業上不都合なのでどんどんどんどん入れ換えていったというふうには私には、解釈せざるを得ないと思っておりますので、この辺のところをきちっとした説明。それからこれは入れ換えたものは、町の財産として当然計上されると思っておりますけれども、その辺のところも確認しておきます。

まず、最初に申し上げました第10条に抵触する部分というのはどのように解釈しているのかということですね、これが第1点。

それからですね、この契約書の第9条ですね、「その他備品の修繕費及び更新は、乙の負担とする」ということになりませぬけれども、その他の備品というのは、どのような形になりますか。この資料第2の備品がその他なのか、その辺をちょっと明確にさせていただきたいということですね、それぞれ第2点目です。

それから、それと、第2条ですね、「賃貸物件は、下記のとおりとする。」と、新しい契約内容としては、前回の当初の契約から表現は変わっておりますけれども、土地いわゆる宅地それからですね、土地の、141番地の100の土地、これ宅地が区分、地目から地目だけに表現が変わっておりますけれども、その下の土地の水道用地、土地、雑種地。その下ですね、施設、水道給水施設一式。施設、鉱泉施設一式。これがすぽっと表現が外れておりますけれども、これは対象としないということになるのでしょうか。

これは町の基本施設として当然、ここまで貸与する必要はないということになるかと思っておりますけれども、その辺はどういうことで、これを外されたのか。当初どういうことで、これが貸与されておったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 戸田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、備品等について、きちっと壊れた段階とか修理する段階で、町の承諾を得て行ったのかという御質問でございますが、先ほど中村議員の御質問でも答弁したとおり、報告

ということでは受けておりますが、その段階で確認したということにはなってございません。

次に、その他の備品につきましては、別紙で定めるということをごさいます。現在123項目に及ぶ備品ということをごさいます。先ほど申し上げたそれには資料はございません。

別紙のとおりということで台帳を整理して、それは貸与備品というような形で、今後とも壊れた場合は株式会社郊楽苑さんのほうで直していただいたり、入れ換えていただくという備品が123項目あります。

小さな書棚ですとか、そういうような座布団ですとか、そのように数限りない備品が実は交流センターにはございます。119項目と使用備品が多いように思われるかもしれませんが、その他にはさらに何百種類という、皿とかそのようなものは備品台帳とかにないですが、貸与備品とかの中では、そのように細々としたものが123項目ございまして、それにつきましては、株式会社郊楽苑さんのほうで入れ換えるなり、その段階では報告をいただいているというふうになってございますので、新契約書ではですね。御理解いただきたいというふうにごさいます。

次に3点目の契約書で抜けているところをごさいます。確かに水道施設と源泉ポンプのところの住所が抜けております。新契約書では、もともと源泉ポンプと給排水施設については、町の保有にするとということで、町が管理して保全していくのだという観点なものですから、新契約書では除かせていただいたということをごさいます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、14番戸田憲悦議員。

○14番（戸田憲悦君） ただ今の答弁でございすけれども、その他の備品について123点があると、その他まだまだたくさんあるのだと、膨大な数になるということをごさいますけれども。

まずですね、今後、どのような負担の形になるかは、その時になって見なければわからない状態になる可能性が十分にあり得ると、それでこの123点の消耗品、消耗品ですね、これね。年数が経つと当然廃棄していかなければならないような状態のものでしょう。123点について、詳細な資料を提出していただくと。

それから、その他まだまだたくさんあるという、いわゆる備品になるか消耗品になるか、もちろん消耗品でしょう。これについてもきちんと精査して全部出していただくと、出なければ、次のこの契約書の裏側についている備品、それから、これら等々の混同をして重複した、いわゆる負担をしていかなければならないようなことになる可能性があり得るとということで、きちんと資料を出していただきたいと。

ちょっと前に戻りますけれども資料2について、報告は受けていたけれども確認はしていなかったというお答えでしたけれども、これはまことになんと言いますか怠慢というか、このそしりを逃れられないと、それように私は感じます。そのような対応の初期の甘さが、このような負担につながったのだということで、誰がどの課でどの部でということは申し上げませんが、やはり初期対応といいますか、これが1番大事なことだというふうにつくづく私も感じたわけです。

それで、確認をしない部分というのが、これを含めて全部でしょうけれども、証拠書類のないままに負担をせざるを得ないと。いわゆる貸し手側の責任というか負担を強いられる結果になったということになりますかね。これは貸し手責任というのは、貸し手責任とは貸し手の権限においてきちんとした精査をするという裏返しのことなんです。責任というのは、権限があるということなのです。そのようなきちとした法解釈のもとに、今後、こういう一般財

産、普通財産の管理をしていかなければ、どんどんどんどん進行していくということになるろうかと思えます。

それと、はっきりしますけれども指定管理者に関わる部分というのは、このようなことがどんどんどんどんこれが出てくると、これは、一番行政として気をつけて行かなければならないということではなからうかなと思えますよ。ですからこれについての消耗品、その他のリストについては、全部が確認して全部提出いただくよう、議長、よろしくお願ひいたします。

それから次にですね、もう1点、甲が負担する法定点検及び保守点検等ということで別紙がございますけれども、契約書の3ページ目ですね、これですね、やはり確認しておかなければならないことなんですけれども、1番目の自家用電気工作物保守点検、これはどういうものなのかと教えていただきたいと。

それから2番目の消防設備の保守点検については、これは法定上当然のことですから、これは理解できる。

3番目、昇降設備保守点検・ダムウェーター、この項目については最近ダムウェーター・エレベーター含めて、相当の事件が発生しておりますので、これについてもどのような業者に、信頼をおける業者なのかどうなのか、やはり精査する必要がありますので、これについても報告願ひたい。

給油の地下タンクは、どういう関係者が資格を持ったものが、どういう法規制があつて点検する負担をしなればならないのか、これ当然のことですけれども。

それから5番目、貯水槽・配水池。この設備についても、明細に一つ資料を提出してもらいたい。

それから自動ドアこれ当然のことですから、これは契約してもしなくてもいいことではございますけれども、公表したときに直せばいいということになるろうかと思えますけれども、これは年間の保守料がかかるということで、貸与するとすれば、やむを得ないのかなと思えます。

それから、温水ボイラーこれはですね、どのような規模のものなのか、有資格者がいるのか、ボイラーの運転資格を持ったものが、誰がいるのかその辺も明らかにしてもらいたい。

それから8番目、その他の必要な保守点検とは、その他とはなにがあるのかその他には、これについてもきちっとした明細を出していただきたいと。そうでなければこれはその他という表現の中では、どこまで波及するのかわからないことにならざるを得ない問題が出てくるとすれば、今後ですね、対応に厳しい問題が出てくるのではなからうかと。

全般を通して議会報告会の中でもですね、いろいろ指摘があつたというのは、町民皆さん方というのは、なかなかその詳しい箇所といいますか、このようなことは分からないので漠然とした中で、良いとか悪いとか、賛成だとか反対だとかというような議論にどんどんどんどん移行してしまうと。

いわゆる議会が、決定した案件についても再議をする必要が、再審をする必要がというような表現の意見もございますけれども、そういうことにならないような形で、きちっとした精査資料を提出していただきたいと、これは早急にお願ひしたいと、今議会中にきちっとした資料を出していただかなければ、なかなか厳しい状況になるのではなからうかなと思えます。ということは、確かめましてですね、いわゆる貸し手側の責任と逃れられない問題もありますから、これは、はっきりした形でもってきちっと理解できるようなことになれば、全体について執行することができなくなってしまうという可能性もありますので、一つ資料提供も含めてよろしくお願ひしたいと思えます。

私今申し上げました、件については、どなたが対応してくれるのか、きちっとした回答をい

ただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 質問が多岐にわたり、所管の方もすぐ答えるということが、ちょっとできない部分もあると思います。

ちょうど時間になりましたので、ここで休憩をとっていただき、午後からそのただ今提案のありました件について回答をしていただくということにすればいいのではないかなと、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） はい、今御意見もございましたが、ちょうど昼食の時間になりましたので、ここで1時まで休憩をいたします。

午前12時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

なお会議に入ります前に、議長からお願いがございます。

ただ今一般会計補正等に関する質疑をいただいておりますが、議事進行の上でも、質疑についてはなるべく簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、先ほど戸田憲悦議員より委員資料の要求がありました。その資料要求の内容は、1番、その他備品に関する資料。2番、保守点検に関する資料、点検内容等でございます。

ここで皆様にお諮りをいたします。

本資料を要求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

よって資料を要求することに決定されました。

ただ今要求がありました資料については、所管で整理をして20日に提出するそうでございます。ご了承いただきたいと思いますが、戸田議員、質疑ありますか。

はい14番戸田憲悦議員。

○14番（戸田憲悦君） ただ今簡潔明瞭にやれということで、簡潔明瞭でなかったということで、大変深く反省しておわびを申し上げたいと思います。

この資料についてですけれども、追加してお願いしておきたいと思いますが、新しく入れ換え購入、配備された備品についてのやはり購入年度、それから耐用年数、これから何年間それが使われるのか。

もう1点はですね、この備品台帳にある備品が、これ何年度に購入されてあと耐用何年なのか、大体予想をですね、大体パソコンなんかでも内容・能力だとかね、能力がどんどんどんどん低下して不足になってきますからね。そうすると、本体そのものそっくり入れ換えなければならないと高性能のものにね、そういうことになりますから、かなりの台数のパソコンも入っていますね。

それと備品といえども、ほとんど消耗品に近いものが大多数ですので、その辺のところをきちっと見極めながら、これから発生するであろう、派生するであろういわゆる修理・入れ換え等の予測ですね、そのこともしっかりきっちりと明記してもらいたい。これは特に専門家の御意見も要することもあるかと思うけれども、大体、使用者・管理者の判断でできるだろうと

思いますので、ということはこれから派生するであろうという費用負担の予測というふうにながっていきますので、その辺もきちっと整理をしてもらいたいと。

毎度毎度、年度ごとにですね、ことし、この件については上程されましたけれども次にまた多額のもものが上程されるようになるという、また、この議論の蒸し返しになってしまいますので、やはり単年度で本契約の更新といいますか、新しい契約のもとに新しく出発するわけでありますから、契約が2年といえども一回整理しておく必要があるのではなかろうかなと思いますので、その点も一つあわせてお願いをいたしたいと思います。

長々と申し上げましたけれども要はですね、きちっとした執行管理がなされるか、しないか否かによって負担が変わってくるわけですから、そのことについては重々注意をしていただきたいと。

それで、もう1点はですね、使用しているものは今、株式会社郊楽苑ですから、いわゆる管理ミスといいますかね、管理の何というか怠ったという言い方はちょっとあれですけども、そのため機材が破損したとか、例えば、常に動いているもの、洗浄器だとか冷蔵庫だとかそういうものは、常に管理の何といいますかね、故障になるであろうという予測、例えば停電だとか風水害だとか落雷だとかいうのはまた別として、そういうことはあり得ますから、そのことも含めて一つ使用者側の管理徹底といいますか、そのことも注意を喚起するように一つお願いいたしまして、追加いたしましたけれども、資料が提出されるようお願いをいたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 資料の内容の追加要望でございますので、所管のほうではよろしくお取り計らいをお願いいたしたいと思います。

はい町長。

○町長（水沼 猛君） 資料の提出でございますが、今追加のいろいろ要請がありましたけれども、それに対応できるかどうか、今のところ定かではない部分がありますので、先ほど要求のありました資料については、20日に提出をしたいと思っております。

その後の追加要請の部分につきましては、それまでにできるかどうか、またそれらのことをはっきり精査して検討できるかどうか、資料提出含めて可能かどうか、それらについては今、これから検討させていただきますので、ぜひ時間をいただきたいと思います、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、そういうことだそうでございますが、他にございますか。

12番松原議員。

○12番（松原政勝君） この郊楽苑の問題というのは、9月議会からずっと引きずってきてるわけです。さらに今回の議会でも、この補正でもって上がった。

先ほど課長も何回も答弁で、報告書をいただいたと言っているんです。9月議会から、一つは備品の確認だとか、それから要求されたらそれに対して、町の方できちっとその物を見るとか、それからそういう資料を精査して、そういうことについてきちっとやってくださいと何回もお願いしたのですけれども、何回も先ほど課長が報告書をいただいたということだけで、止まっているので、この議論がいまだに大家と店子の関係で、要するに賃貸であると必ずこういう問題が出てくると思うのです。

仮に私の子どもが部屋を借りていたとしてどこか一つ壊れるとどちらが持つんだ、こちらが持つんだというそういう問題になるのと同じで、この今契約が26年ですか、この3月までは、こういうことを繰り返されるような気がするのです。ですから議会もそうですし、町民もいろいろな意見を持っているようでありますので、ぜひ一つそういう疑惑を払拭するような対策をしてほしいし、調べていただきたいと。そして課長の方から次の議会で質問された時に

は、このものはこう見たからこうなっているのだと、はっきり言い切ったほうが私はわかりやすいと思うのです。報告書だけでは、やっぱりなかなか議会が理解できないと思うので、そういうことで進めていただきたいと、このように思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 松原議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに報告書、報告書ということで、何度も言っているのですが、これにつきましては21年の8月以降、株式会社郊楽苑さんと賃貸借契約を結んで以降、老朽化していた備品等について、既に21年、22年、23年とかに入れ換えたりその都度修理をしていたというものでございまして、今後は契約が、この新契約で結んだ段階におきましては、もう郊楽苑さんに対する負担ということではなくなって、うちのほうで業社に、電気設備とか備品等についても、うちが買ってうちが納めるという形になりますので、このようなことは起きないというふうに思っております。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員よろしいですか。

はい、12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 今課長が言ったのは、今度この契約書を新しく書き換えたから、そういう仕組みになると今説明されたのですか。今後のことですね。

わかりました。ぜひ一つわかりやすいような説明と、今まで21年からですから、もう既にその備品もあるものからないものからあると思うんだけれども、やはりこれからは、貸す側と借りる側との関係はきちっと書類でも確認もしていったほうが分かりやすくていいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 答弁よろしいですね。

はい、では町長のほうから補足説明があるそうです。

○町長（水沼 猛君） 今回、町が負担すべき主たる備品等ですね、それははっきり分けておりますので、今後の契約においてもそのことについては、町がやるべきものそして主たる備品以外のもの、経営している株式会社郊楽苑が支払うものについては、その辺はしっかり今回分けておりますので、今後はそういう主たる備品においても、当然、それを補修なり修理なり、また買い替えが必要になった時、それも当然の協議をして、しっかり現場といいますか、その辺は協議をしながらしっかり確認をしているということになりますし、主たる備品以外では、今の経営者が支払うべきというものについては、当然そういう形で今後、今の契約期間内であっても新たな契約を結ぶこともしますけれども、そういうことでしっかり分けてありますので、今後については、そういうことはないものと思っております。

○議長（渡邊政吉君） はい、それでは他に御質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 質問じゃないのですが、先ほど戸田議員がですね、言った資料請求についての取扱いについて、意見を言わせていただきたいと思いますと思うのですが。

資料請求があったわけですから、それは町ができるできないにかかわらず、議会の意思としてその資料が必要だというふうに認めた場合、承認された場合、それは資料請求は成立するということだと思うので、その点きちっと諮っていただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 内容は戸田議員から付け加えがありましたが、資料請求については、可決をさせていただきましたと承知をしています。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 確認したいのは、追加の部分も資料だということによろしいのですか。

○議長（渡邊政吉君） 一度可決してから、戸田議員からさらに内容の要望がありましたので、そのことは、私を通して所管にできるだけ配慮した取り扱いをしてくださいとお願いをさせていただきました。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 追加で請求した資料についての取り扱いについては、お願いで終わるのですか。それとも資料請求として議会は請求するのですか。私は、お願いで終わるべきではないと思っていますが。

○議長（渡邊政吉君） もう一度言いますが、資料要求については午前中に審議を一回打ち切りましたので、午後から改めて先ほど資料の内容の要求を私のほうから言わせていただいて、それは全員の賛同をもって可決させていただきました。

その後戸田議員が、いわゆる要望なのですね。内容について足したいという御意見でございましたので、再度そのことだけの資料要求をしたのではなくて、同じ議員さんが内容にできれば足してほしいという要望でしたので、要望を所管にさらにお願いをしたと。こういうふうに承知しております。

中村議員、よろしいでしょうか。

○15番（中村忠士君） ご本人がどういうつもりかと。

私が聞いたのは、資料請求だというふうに聞いたので、そういうふうに理解をしたので、それは資料請求だから、きちっと諮っていただいたほうがよろしいのではないかというふうな意見を持ちましたので、私の意見を申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 議長としては、御本人の再度、内容追加でありますので、それも資料要求の中に入れてほしいと込めて所管に取り計らいを申し伝えたわけであります。

それでは他に何か御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第79号

○議長（渡邊政吉君） 次に日程第7 議案第79号平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（岡田一芳君） それでは、議案第79号の内容説明を申し上げます。

別冊の平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算第1号。

平成24年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ9億1,390万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

次に2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款財産収入、1項で31万7,000円の増。

5款繰入金、1項で320万円の増。

6款繰越金、1項で31万6,000円の増。

7款諸収入、2項で26万7,000円の増。

歳入合計で410万円を増額し、9億1,390万円とするものでございます。

次に、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で410万円の増。

歳出合計で410万円を増額し、9億1,390万円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の1総括につきましては、説明を省略いたしまして、5ページの歳入から説明をいたします。

5ページ歳入です。

款項の金額につきましては説明を省略いたしまして、目の金額で御説明いたします。

4款財産収入、1項1目財産貸付収入31万7,000円の増は、医師及び医療技術員住宅の新規入居に伴います、貸付収入の見込み増であります。

5款繰入金、1項1目繰入金320万円の増は、経常経費の歳出に係る一般会計からの繰入金です。

6款繰越金、1項1目繰越金31万6,000円の増は、前年度繰越額の確定により増額するものです。

次に6ページです。

7款諸収入、2項1目雑入26万7,000円の増は、嘱託職員及び臨時職員の社会保険収入の増による補正でございます。

次に、歳出です。

7ページをお開き願います。

1款介護サービス事業費、1項1目老人保健施設費138万3,000円の増は、嘱託職員と臨時職員の標準報酬月額変更及び、保険料率改正による社会保険料56万円の増と、ボイラー用燃料費82万3,000円の補正であります。

2目特別養護老人ホーム費93万3,000円の増は、施設修繕料20万円とボイラー用燃料費73万3,000円の補正であります。

3目デイサービスセンター費65万9,000円の増は、ボイラー用燃料費の補正であります。

次8ページです。

4目訪問看護費112万5,000円の増は、看護師退職に伴いまして、臨時看護師の任用のため人夫賃を増額補正するものであります。

以上で、議案第79号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第79号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので質疑を終わります。

◎日程第8 議案第80号

○議長(渡邊政吉君) 日程第8 議案第80号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長(宮部正好君) 議案第80号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

議案書3ページでございます。

本件につきましては、本年8月に国家公務員の給与に関し、人事院勧告があったことから、1月1日付で行う本町の職員給与の昇給について、この勧告に基づき実施をいたしたいこと。

また、薬剤師等の医療技術者を安定的に確保するため、これら職員に適用する給料表の4表を現行の5級制から6級制に改めるため、別海町職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

まず、人事院勧告についてでございますが、国家公務員の給与につきましては、勧告実施に必要となる給与法の改正はなされておりません。しかしながら、本年2月の臨時特例法により、既に7.8%の減額がされており、勧告を上回るものとなっております。

このことから、本町の職員の給与については、従来から人事院勧告に準拠し改定をしておりますので、条例の改正をいたしたいとするものでございます。

本年の人事院勧告の内容は、月例給について国家公務員の給与水準が、臨時特例法による減額をする前の官民比較では、公務員の方が民間をわずかに上回っているものの、その格差は極めて小さい、また、特別給のボーナスでは、ほぼ均衡している。

これらのことから、改定は行わず、50歳代後半層における官と民の給与差を考慮して、昇給制度の改正を行うことを勧告をしております。

具体的には、55歳を超える職員は、標準的勤務成績のもとで、現行において2号俸昇給となっておりますが、この者の昇給は、行わないとする内容でございます。

いま一つは、当町の給料表は、職員に応じ給料表1から給料表5まで設けており、そのうち、病院等に勤務する薬剤師等の医療技術職に適用される給与表4は、その職務に応じて、1級から5級までの5級制となっておりますが、これを6級制に改めるものでございます。

特に薬剤師の確保につきましては、薬剤師になるための大学において、平成18年から入学が、18年の入学から修学期間が4年から6年に延長されました。このことから、平成22年度と平成23年度の2年間、薬学部卒業生のない期間が生じ、薬剤師総体数が減って全国的に薬剤師の取り合いが起こっているとされておりまして。

このことから、これら医療技術者の給与に関わる条件整備を図り、薬剤師等の安定的な確保につなげたいとするものでございます。

なお、近隣の中標津町、標津町両町におきましては、既にこのような措置が図られております。

それでは、議案の朗読は割愛させていただきまして、議案資料により御説明をいたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

改正後について、読み上げをいたします。

第4条、昇給の基準。

第3項ですが、「55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。」

この内容でございますが、昇給号俸の基準は、条例の改正前では昇給日前1年の期間全部を良好な成績で勤務した職員の昇給号俸を4号俸としており、55歳を超える職員については、2号俸としておりました。

これが改正後は、55歳を超える職員につきましては、勤務成績が極めて良好である場合か、または特に良好である場合に行うものということとし、改正前の良好な成績の場合では昇給しないとするものでございます。

次に、資料の2ページでございますが、これが薬剤師等が適用される医療技術職員の給料表4の改正でございます。

2ページから8ページの上段まででございますが、改正後では再任用以外の職員に適用されます6級の1号俸の32万8,700円から、7ページの101号俸、44万500円までございます。

8ページには、再任用職員に適用されます32万7,000円これらを追加し、変更を行おうとするものでございます。

なお附則としまして、この条例は、平成25年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 2点ほど質問させていただきます。

1点目はですね、この条例が仮に通ったとしたら、通る前との比較でどういう影響があるのか、まず人数的に該当される方何人ぐらいおられるのかということですね。それと、まず該当される方の総額として、どのぐらいの影響が出てくるかということです。

町にとっては、出すほうを少なくするという事なんだろうが、受け取るほうとしては受け取る額が少なくなると、こういうことになるかと思うので、その影響額をちょっと教えてください。それが1点目です。

それから2点目ですけれども、その良好に努めているだけでは昇給はしなくなるということで、極めて良好である、特に良好であるという文言になっておるわけですがけれども、その基準というのはどういうふうになっているかということをお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（宮部正好君） それではただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の改正する前と後の金銭的な影響、それから対象となる人数についてでございます。

まず、平成24年度中に55歳を超える職員は、町全体で59名。そのうち、この条例改正

前において、1月1日現在での昇給対象者ですが、27名おります。これらの職員が、改正前の規定によって仮に昇給をした場合の全体的な金額は、1月から12月までの1年間で約30万4,000円でございます。

次に、2点目の極めて良好な成績、特に良好な成績、この基準は何かという御質問でございます。

条例では、改正前は昇給日の前1年間の期間全部を良好な成績で勤務した職員の昇給を4号俸、55歳は2号俸ということですが、良好な成績で勤務とは、当町の場合、人事院規則によるC評価でございます。人事院規則では、極めて良好、または特に良好な成績の勤務者につきましては、AまたはB評価としておりますが、本町におきましては、このA、Bの評価については、適用していません。

当町の評価といたしましては、いわゆるC評価である良好な成績で勤務、というくくりになってございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいですか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 2点目のことについて、ちょっと基礎的なことがわかっていないのかなと思うんですが、AとかBとかいう言葉が出てきましたが、その中身的なことをお尋ねしたんですが、わかりますか。

質問の意図わかりますか、中身について。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

A評価、B評価、極めて良好、特に良好というのは、勤務評価をするかしないかということになりますけれども、先ほど次長が説明しましたとおり、当町におきましては、評価基準でいいますところの良好な勤務というのは、国家公務員の人事院規則に当てはめるとC評価ということですので、当町ではB評価とA評価という評価は行っていない、該当させる基準がないということですので、今回の条例改正は、人事院規則の改定内容そのまま条例化しておりますけれども、その該当する極めて良好、特に良好という評価をされる者はないということですから、実質適用されないということで御了解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいですか。

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第9 議案第81号

○議長（渡邊政吉君） 次に日程第9 議案第81号工事請負契約の締結について、西春別17号線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第81号の内容を御説明いたします。

議案の9ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、西春別17号線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億216万5,000円。うち消費税及び地方消費税額486万5,000円。

4、契約の相手方、寺井・高玉経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員代表者、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役寺井範男。

野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は10月15日から、10月26日までの休日を除く10日間。

応募者数は4社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は11月26日。

別海・三井住建道路経常建設共同企業体、山下・丸建道路経常建設共同企業体、寺井・高玉経常建設共同企業体、島影・大林道路経常建設共同企業体の4社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は9,755万円、最低入札価格は9,730万円、最低入札者であります本案の寺井・高玉経常建設共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年10月30日までを予定しております。

工事の内容については、議案資料で御説明いたします。

議案資料の9ページをお開きください。

工事の場所は図面の中央で、町道西春別68線から町道西春別茶内線に至る計画路線中、赤色及び青色で示した区間となります。

工事の概要ですが、赤の実線で示す953.05メートルが道路改良工事区間で、青の実線で示す1,173.05メートルが舗装工事区間です。車道幅員は4メートル。

資料10ページは、改良工事の土工定規図です。

また、資料11ページをお開きいただくと舗装工事の土工定規図となります。いずれも資料図の詳細については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第81号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第81号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） はい、質疑を終わります。

◎日程第10 承認第1号

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 承認第1号専決処分した事件の承認について、平成24年度一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 承認第1号について内容を御説明いたします。

議案の10ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

このたびの専決処分につきましては、12月16日に行われた、第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、11月16日付で予算補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成24年度別海町一般会計補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

平成24年11月16日。

別海町長水沼猛。

別冊の内容について御説明いたします。

承認第1号。

別冊、別海町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

平成24年度別海町一般会計補正予算第4号。

平成24年度別海町一般会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,870万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

なお、総額につきましては、補正5号追加前の金額となります。

2ページをお開きください。

歳入で、補正額の欄で申し上げます。

15款道支出金、3項で1,120万円の増。

次に歳出で、2款総務費、4項で1,120万円の増。

歳入歳出とも合計で、1,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億4,870万円とするものです。

次の歳入歳出予算補正事項別明細書は省略し、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄で御説明します。

款15道支出金、項3目1総務費委託金1,120万円の増。

衆議院議員選挙費委託金を増額するものです。

続いて6ページをお開きください。

3、歳出です。

款2総務費、項4目3衆議院議員選挙費1,120万円の増。12月16日行われた総選挙に係る経費を増額するものです。

以上が専決処分した補正第4号の内容です。

承認第1号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 承認第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第11 報告第5号

○議長（渡邊政吉君） 日程第11 報告第5号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第5号の内容を御説明いたします。

議案の11ページをお開きください。

専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年9月26日。

別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成24年2月13日議案第2号により議決を経て締結した、西春別17号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額8,904万円、うち消費税及び地方消費税額424万円を9,296万7,000円、うち消費税及び地方消費税額442万7,000円に改める。

変更の内容につきましては、関係地権者との協議による、取り付け道路の形状変更及び事業促進を図るため改良工事延長の増、並びに取り付け道路管渠工、構造物の撤去に係る概数の確定により392万7,000円の増となったものです。

また専決処分ではございませんが、改良工事延長増により、工期が当初から遅れるため、平成24年10月30日としていた工期が、11月20日まで延長しましたことを申し添えます。

以上で報告第5号の説明を終わります。

◎日程第12 報告第6号

○議長（渡邊政吉君） 次に日程第12 報告第6号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第6号の内容を御説明いたします。

議案の12ページをお開きください。

専決処分の報告について。

本件につきましても報告第5号と同様に、工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分を行ったものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年10月3日。

別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成24年7月12日議案第56号により議決を経て締結した町道泉川北4線一般4-A215交付金工事改良請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額7,192万5,000円、うち消費税及び地方消費税額342万5,000円を7,544万2,500円、うち消費税及び地方消費税額359万2,500円に改める。

変更の内容につきましては、本工事の路盤材について、コンクリート再生骨材にて積算しておりましたが、各再生プラントに出荷可能な再生骨材がなかったことから、天然骨材へ変更したことにより、351万7,500円増となったものです。

以上で報告第6号の説明を終わります。

◎日程第13 報告第7号

○議長（渡邊政吉君） 次に日程第13 報告第7号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第7号の内容を御説明いたします。

議案の13ページをお開きください。

専決処分の報告について。

本件につきましても報告第6号と同様に、工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分を行ったものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年10月17日。

別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成24年7月12日議案第57号により議決を経て締結した、町道根室中部3号幹線一般4-A212交付金工事改良請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額6,373万5,000円、うち消費税及び地方消費税額303万5,000円を6,531万円、うち消費税及び地方消費税額を311万円に改める。

変更の内容につきましては、本工事の路盤材について、コンクリート再生骨材にて積算しておりましたが、各再生プラントに出荷可能な再生骨材がなかったことから、天然骨材への変更及び台風17号の影響により、工事箇所一部において冠水被害が発生し、当初工期の平成24年12月10日までに工事を完成することが困難となったため、工期を平成24年12月28日まで延長したことに伴い、現場管理費冬期補正の変更により157万5,000円増となったものです。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

◎日程第14 報告第8号

○議長（渡邊政吉君） 次に日程第14 報告第8号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第8号の内容を御説明いたします。

議案の14ページをお開きください。

専決処分の報告について。

本件につきましても、報告第7号と同様に、工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分を行ったものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年10月22日。

別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成24年6月22日議案第52号により議決を経て締結した、富岡西地区農道三代橋架換工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額1億1,046万円、うち消費税及び地方消費税額526万円を1億1,051万2,500円、うち消費税及び地方消費税額526万2,500円に改める。

変更の内容につきましては、台風17号の影響により工事箇所一部において冠水被害が発生し、当初工期の平成25年2月28日までに工事を完成することが困難となったため、工期を平成25年3月21日まで延長したことに伴い、現場管理費冬期補正の変更により、5万2,500円増となったものです。

以上で報告第8号の説明を終わります。

◎日程第15 報告第9号

○議長（渡邊政吉君） 次に日程第15 報告第9号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第9号の内容を御説明いたします。

議案の15ページをお開きください。

専決処分の報告について。

本件につきましても、報告第8号と同様に、工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分を行ったものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月14日。

別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成24年7月12日議案第56号により議決を経て締結、平成24年10月3日専決処分した、町道泉川北4線一般4-A215交付金工事改良請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額7,544万2,500円、うち消費税及び地方消費税額359万2,500円を7,714万3,500円、うち消費税及び地方消費税額367万3,500円に改める。

変更の内容については、構造物の撤去工などの概数の確定により、170万1,000円の増となったものです。

以上で報告第9号の説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。

皆様どうも御苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員